

令和元年度 別府市共生社会形成プラン

No	条項	条文	分類	中長期方針	計画	内部評価	外部評価	担当課①
1	第9条第1項	市は、市民及び事業者が障害に対する理解を深めるよう啓発その他必要な施策を講ずるものとする。	相互理解の促進	市民に対して障がい理解を深めるための啓発活動を行う。	①当事者で構成する講師団等により市民対象の研修会を開催する（目標参加者数200人）。 ②幼稚園・小中学校で訪問ワークショップを実施する（目標参加者数800人）。 ③基幹相談支援センターの啓発活動を通じて民間事業者に対する研修会を開催する。	A	A	障害福祉課
2	第9条第2項	市は、障害のある人に対する支援を適切に行うため、全ての職員が合理的配慮の必要性を理解するよう研修その他必要な施策を講ずるものとする。	相互理解の促進	職員の障がい理解を深めるため職員研修を実施する。	新採用職員、非常勤職員その他これまで研修を受講していない職員を対象として研修を実施する。	A	A	障害福祉課
3	第9条第3項	市は、義務教育において、児童及び生徒が障害に対する理解を深めるよう障害に関する教育を教育課程に位置付けるとともに、児童及び生徒に対して、当該教育を行うものとする。	相互理解の促進	教育課程の中で障がいに関する教育を行う。	道徳や特別活動、総合的な学習の時間などで、障がいに対する理解を深める教育を実施する。	A	B	学校教育課
4	第10条第1項	市及び事業者は、障害のある人及びその家族の人権に配慮し、障害のある人が地域で自立した生活を営むに当たって必要とする支援及びその情報提供を行うよう努めるものとする。	自立生活支援及びその情報提供	既存の支援制度の改善点を特定し、支援体制を充実させ、かつ様々な障がいのある人が受け取りやすい情報提供を行う。	地域生活支援拠点等の整備における課題解決に向け、具体的な対応策を検討するとともに、障がいのある人にとって必要な情報の提供方法を検討し、提供を行う。	A	B	障害福祉課
5	第10条第2項	市は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、事業者との連携を図り、相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制並びに障害のある人及びその家族を含め同じ課題を解決するためお互いを支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備するよう努めるものとする。	相談支援体制の整備	相談支援体制の整備を行う。	市内の障害福祉サービス事業所及び地域包括支援センター職員を対象に、基幹相談支援センター設置の報告及びその役割についての研修を実施する。	A	B	障害福祉課
6	第10条第3項	市及び事業者は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、これらの事務を担当する者の専門知識及び職業倫理の向上に努めるものとする。	専門知識・職業倫理の向上	障がい福祉に携わる職員の能力を向上させる。	市障害者自立支援協議会地域生活支援部会における議論を参考に、引き続き障害福祉に携わる職員の能力向上を図る仕組みについて検討し、方向を定める。	A	B	障害福祉課
7	第10条第4項	市は、情報を取得又は利用することが困難な障害のある人に対して、情報を取得又は利用しやすくするための機器の活用を促進及び障害の特性に配慮した情報の提供を行うよう努めるものとする。	情報機器活用、情報提供	情報機器活用を促進し、及び障がいの特性に配慮した情報提供を行う。	日常生活用具についての現在出ている要望と平成28年度のニーズ調査を含めて総合的に検討し、順次回答をしていく。また、ホームページの情報の一部(まずは障害福祉課関係)についてIPトーク等に対応できる閲覧しやすい掲載方法を検討する。	B	B	障害福祉課
8	第10条第5項	市及び事業者は、障害のある人及びその家族の求めに応じ、重度の障害があっても安心して自立した生活を営むことができるよう必要な施策を講じるとともに、障害福祉サービス、障害のある人を支援する者その他の障害のある人にとって必要とされる社会資源の充実に努めるものとする。	社会資源の充実	社会資源を充実させる。	「親亡き後等の問題解決策検討結果報告書」に記載されている問題点に対する解決策を講じることで、社会資源を充実させていく。平成30年度に設置した基幹相談支援センターの機能をさらに高め、社会資源の充実に繋げる。	A	B	障害福祉課
9	第11条第1項	市は、道路の整備に当たって、障害のある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。	道路整備	道路の新設・改修及び維持・補修を行う。	(都市整備課)歩道の幾何構造(幅員・縦横断勾配・舗装構成など)については障がいのある人に配慮したものとす。 (道路河川課)障がいのある人から寄せられてきた意見を基に、障がいのある人の目線に立ち、危険な箇所の補修工事などを行う。	A	B	都市整備課・道路河川課

No	条項	条文	分類	中長期方針	計画	内部評価	外部評価	担当課①
10	第11条第2項	市は、市営住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住戸を確保するよう努めるとともに、民間共同住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住宅の整備が促進されるよう支援に努めるものとする。	住宅確保	市営住宅については、建替え・新築の際には車いす対応住戸を確保する。民間共同住宅については、必要とされるだけの住宅が整備されるよう支援策を講ずる。	(建築指導課)平成30年度(2018年度)から平成33年度(2021年度)にかけて、亀川住宅・内蔵住宅・浜田住宅の3住宅の集約建替え事業を実施。この建替えにより、車いす対応住戸24戸の整備を行い、別府市公営住宅等長寿命化計画で定めた供給目標40戸の達成を目指して事業を進めていく。 (障害福祉課)居住支援協議会等の住宅セーフティネット関連の情報周知に努める。	A	B	建築指導課・障害福祉課
11	第11条第3項	市は、障害のある人の民間住宅の賃借を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる保証人制度の整備に努めるものとする。	保証人制度の整備	民間住宅を賃借する際の保証人制度に関する支援策を実施する。	住宅セーフティネット制度や家賃債務保証制度等の周知を行うとともに、問い合わせに対して適切な相談窓口を案内する。	A	A	障害福祉課
12	第11条第4項	市及び事業者は、公共的施設において、障害のある人にとって必要とされる設備の確保に努めるものとする。	公共的施設の設備の確保	障がいのある人にとって配慮が必要な箇所を特定し、改善する。	市障害者自立支援協議会当事者部会の意見や市ホームページ上の意見募集等を通じて必要な情報を収集し、今後の施設整備の参考とする。	A	B	障害福祉課
13	第11条第5項	市及び事業者は、障害のある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる体制の整備及び研修の実施に努めるものとする。	公共交通機関の利用の円滑化	交通事業者が障がいのある人の利便に資するような輸送サービスを改善できるような環境づくり等を行う。	別府市公共交通活性化協議会において、障がい者福祉団体代表委員等から交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者との共通理解を図る。また、交通事業者のバリアフリー対応車両の保有台数及び導入計画等を調査するとともに、国庫補助事業メニューを周知し、より良い輸送サービスを実現する。	B	B	総合政策課
14	第12条第1項	市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たっては、障害のある人にとって必要とされる配慮に努めるものとする。	防災に関する計画	障がいのある人に特化した個別の防災計画を策定するものとする。	避難行動要支援者システムの運用に関するルーティンを確立し、個別支援計画の作成を順次行う。	A	B	障害福祉課
15	第12条第2項	市は、障害のある人及びその家族が災害時に被る被害を最小限にとどめるため、災害が生じた際に障害のある人にとって必要とされる援護の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行うよう努めるものとする。	減災の仕組みづくり	障がいのある人やその家族に対し減災・防災に向けた意識啓発を行い、及び援護体制の整備を行う。	減災・防災に向けた意識啓発を促す防災マニュアルを障がい福祉ガイドブックに合冊し、特に3障がい新規手帳取得者に対して広く周知を行う。 福祉避難所となり得る施設の検討を行う。	A	B	障害福祉課
16	第13条第1項	市及び事業者は、障害のある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする。	雇用・就労の環境整備	採用試験における合理的配慮を推進するとともに、職場のユニバーサルデザイン化その他就労環境の整備を進める。	障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合、その都度対応するものとする。	B	B	職員課
17	第13条第2項	市は、障害のある人の希望と適性に応じ、障害のある人が一般就労又は福祉的就労を行えるよう、行政、企業、福祉、医療その他の関係者による支援体制を広げるよう努めるものとする。	就労へ向けての支援体制づくり	支援体制を構築するため、雇用・就労ネットワークを構築するものとする。	一般就労を希望した際に、どのような課題が生じるのかを把握し、事例について検討を行う。 医療機関等への周知は前年に引き続き行っていく。	B	B	障害福祉課
18	第13条第3項	市は、障害のある人の就労を推進するため、障害の適性に応じた雇用の創出の促進に努めるものとする。	雇用創出の促進	障がいのある人の民間での雇用を促進するとともに、市役所での雇用の場の確保を検討する。	(職員課)障がいのある人のための、新たな雇用の場の確保を検討するものとする。 (障害福祉課)障がいのある方を雇用する際の支援制度について周知を行う。	B	B	職員課・障害福祉課
19	第14条第1項	市は、障害のある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう、福祉、保健、医療、自治委員、民生委員、児童委員その他の関係者と連携し、障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深め、支援に努めるものとする。	医療に関する支援	関係者・医療機関の間で連携がとれるような仕組みを構築するとともに、医療分野での合理的配慮を推進するための施策を講ずる。	平成27年度および平成29年度に障がい者及びその家族に対し、医療に対する困りごと等を把握するために行ったアンケート結果を踏まえ、医療機関において求められる合理的配慮について引続き検討を進める。	B	B	障害福祉課

No	条項	条文	分類	中長期方針	計画	内部評価	外部評価	担当課①
20	第14条第2項	市は、障害のある人及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立するよう努めるものとする。	緊急事態の際の対応の確立	緊急事態の際の対応の確立	基幹相談支援センターでの24時間相談体制を引きつづき実施する。また、平成30年度に開始した「緊急対応型ショートステイ事業」の委託契約事業者数を増加させる。	A	A	障害福祉課
21	第14条第3項	市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努めるものとする。	保健事業・医療支援の利用円滑化	健康教室・健康診断については、障がいのある人にどのような配慮が必要か検討し、実施する。重度障害者医療費助成制度については、来庁せずに助成が受けられる仕組みを構築する。	（健康づくり推進課）保健事業（検診や予防接種、健康教室、相談業務）について、障害のある人への対応方法を、市報やホームページなどの広報のほか、関係機関等の協力を得るなどし、わかりやすく広報する。 （障害福祉課）重度医療費助成制度について、来庁せずに助成が受けられる自動償還払が10月受診分より開始する。円滑な制度移行に向けた広報等により周知を図る。	A	A	健康づくり推進課・障害福祉課
22	第15条第1項	市は、小学校就学前の障害のある人に対し、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、他の子どもとともに保育及び教育を実施するよう努めるものとする。	統合保育・統合教育の実施	個々の職員が障がいのある人への対応スキルを向上し、組織としても支援体制を整える。	（子育て支援課）引き続き、子育て支援課主催の「障がい児保育全体研修会」を年2回実施する。また、保育コーディネーターを中心とした園内研修もを行い、職員全体のスキルアップを図る。 （学校教育課）幼稚園、小・中学校にいきいきプラン支援員48人を派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行う。また、「幼稚園・小中学校いきいきプラン」支援員研修会を年2回開催する。	A	B	子育て支援課・学校教育課
23	第15条第2項	市は、子どもたちに、障害についての正しい知識を提供するとともに、障害のある人に対する差別又はいじめを根絶するため、教職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。	教職員への研修実施	各教職員が障がいに対する理解を持つことができるよう研修等の場を十分に提供する。	特別支援教育コーディネーター研修会を実施する。	A	B	学校教育課
24	第15条第3項	市は、特別支援学校と小学校、中学校等との連携及び調整を推進するよう努めるものとする。	学校間の連携及び調整の推進	市特別支援連携協議会を開催し、連携を推進するとともに、その他連携推進に必要な仕組みを検討・実施する。	別府市特別支援連携協議会を開催する。	B	B	学校教育課
25	第16条	市は、障害のある人が芸術文化及びスポーツに参加することができるよう障害のある人にとって必要とされる支援体制の整備、指導員の育成及び情報提供を行うよう努めるものとする。	芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮	芸術文化活動、スポーツ活動の場を提供し、その情報を十分に周知するとともに、指導員の育成支援を行っていく。	平成30年度国民文化祭/障害者芸術文化祭後の大分県主催地域ミーティングにて、他市町村や支援学校、アート関係者らと連携し、情報交換や今後の取り組みを検討。それに基づき、別府市アール・ブリュットの芽ばえ展の今後の継続の仕方を実行委員会の中で模索し、今年度も開催する予定。また、スポーツについてはニーズ調査に基づきポッチャ、水泳、バレー教室を委託により引き続き開催し、スポーツを通して障がいのある人の社会参加の推進を図る。	A	B	障害福祉課
26	第23条	市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。	親亡き後等の問題の解決	親亡き後等の問題を構成する各課題を解決するための施策を検討し、実行する。	障害者支援施設等に入所している人に対して、認定調査の際、今後の意向を確認し、将来安心して地域移行できるよう必要な情報の収集を行うとともに、地域生活支援拠点等の整備で求められる機能を拡張させ、体制強化に努める。	A	B	障害福祉課